

騒音規制法、振動規制法に基づく指定区域一覧

騒音規制法	振動規制法	区 域 名
第 1 種区域	第 1 種区域	都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第 1 種低層住居専用地域（松井田町の区域を除く。）の区域
第 2 種区域		第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除く区域
第 3 種区域	第 2 種区域	1、 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2、 用途地域のうち工業地域で、松井田町松井田の区域 3、 磯部 2 丁目字西裏 1 6 9 番地、同一ノ坪 1 8 9 番地、同 1 9 0 番地、同 1 9 1 番地、同 1 9 2 番地、同 1 9 3 ー 1 番地、同 1 9 4 番地、同 1 9 5 番地の区域
第 4 種区域		用途地域のうち工業地域（松井田町松井田の区域を除く。）及び工業専用地域の区域